

地域産業促進事業補助金 募集要領

一般枠

※事業再開枠との併用はできません

防府市

地域産業促進事業補助金（一般枠）

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を乗り越えるため、事業者の皆さまが取り組む「新商品開発」「販売方法の改善」「新たな働き方の導入」などに必要な経費の一部を補助します。

2 補助金の対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO 法人等も対象）

※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくはは常時使用する従業員の数が300人以下であること

- (2) 令和2年3月31日までに法人設立もしくは開業していること
- (3) 令和2年2月以降の任意の1か月の売上高が前年同月比で減少している者。また、開業して1年未満の者や1年以内の事業拡大等により前年同月と比較することが難しい者は、令和2年2月以降の任意の1か月【A】の売上高が、令和元年8月から【A】の期間のうち、連続する任意の3か月の売上高の平均と比較して減少している者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 防府市暴力団排除条例に該当しない者

3 補助対象事業

(1) 内容

- ・新商品開発、新技術の導入
- ・既存商品・販売方法の改善、新たな需要の開拓
- ・新たな働き方の導入
- ・生産性の向上を目指して行うもの など

[取組事例]

- ・生産者による加工品の開発・販売
- ・テイクアウト・宅配、出張販売、ネット販売等の販売方法の改善
- ・非対面型サービスの導入とそれに伴う従業員のリモートワーク導入 など

※この通り記載されても必ず採択されるものではありません。

(2) 補助金額

1事業者1回限り上限60万円(補助率3/4)

(3) 申請方法

• 受付時期 令和2年7月15日(水)～令和2年8月14日(金)

※当日消印有効

• 受付方法 下記へ郵送

※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

〒747-0037 防府市八王子二丁目8番9号 防府商工会議所 宛て TEL:0835-22-4352 (防府商工会議所)

(4) 必要書類

区分	必要書類
個人事業者	1 交付申請書(第1-1号様式) 2 直近の確定申告書第一表の写し ※受付印のあるもの ※創業者の場合は、開業届の写し 3 売上減少を証明する書類の写し(青色申告決算書、売上台帳等)
法人事業者	1 交付申請書(第1-1号様式) 2 直近の確定申告書別表一の写し ※受付印のあるもの ※新規法人の場合は、法人設立届の写し 3 売上減少を証明する書類の写し(法人事業概況説明書、売上台帳等)

(5) 補助対象期間

令和2年5月14日(木)～令和2年12月末日まで

※交付決定前に行われた事業に要する経費についても、令和2年5月14日以降の事業については対象とします。

(6) 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な経費のうち、下表に定める費用が対象となります。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

	費目	対象経費
①	機械装置等費	機械装置等の購入に要する経費（②を除く） ※自動車等車両については、作業用車両や移動販売車両など、専ら事業のために使用されると判断できるものに限る
②	電子計算機等購入費	コンピュータまたは関連機器等の購入に要する経費（スマートフォン等、電話を主たる機能とする機器は除く） <u>※ただし、電子計算機等購入費の上限は30万円とする。</u> 対象例 パソコン、モニター、WEBカメラ
③	ソフトウェア取得費	専用ソフトウェアの購入に要する経費（OS、セキュリティソフト、ワープロ、表計算等、汎用性の高いものは除く） 対象例 CAD、グラフィックソフト
④	広報費	パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等を作成するための経費。広報媒体を活用するために支払われる経費 対象例 新商品のチラシ作成、各種メディアへの広告掲載
⑤	開発費	新商品・サービスの開発のために必要な原材料、設計、デザイン、パッケージなどのために支払われる経費 対象例 試作開発用の原材料費、新パッケージデザイン外注費
⑥	雑役務費	業務・事務を補助するために補助対象期間中に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費（残業手当は除く） 対象例 新商品イベント卸売会などの販売員等
⑦	借料	機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 対象例 商品・サービスPRイベントの会場借上料
⑧	専門家謝金・旅費	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼・旅費として支払われる経費（タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等といった公共交通機関以外の利用による旅費は除く）
⑨	消耗品費	事業実施に必要な物品を購入するための経費 対象例 テイクアウト事業立ち上げのための包装容器代
⑩	外注費・委託費	①から⑨に該当しない経費であって、業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費（委託含む）

(7) 補助対象外となる主な経費

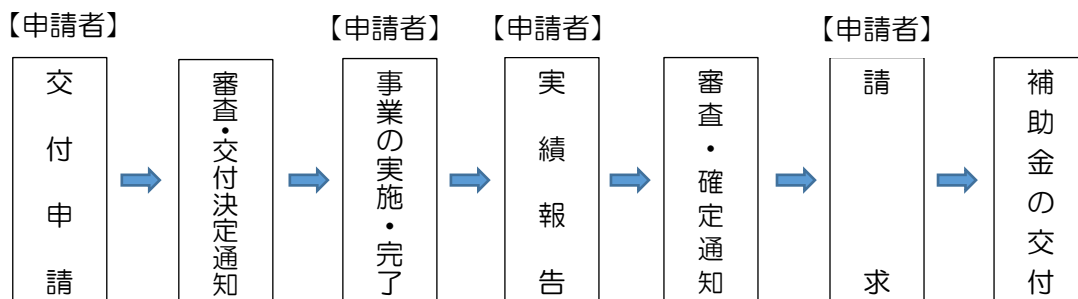
以下の項目に掲げる経費は補助対象経費になりませんのでご注意ください。

- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 通常の生産活動のための設備投資等、単なる取り替え更新のためのもの
- 汎用性が高いと判断されるもの（電子計算機等購入費は除く）
- 補助対象期間中に係わる合理的な数量と見なされないもの
- 自社内部の取引によるもの
- オークションによる購入
- 景品・記念品
- 人件費（雑役務費を除く）
- 旅費（専門家旅費は除く）
- 飲食費
- 家賃・光熱水費・通信費などの固定費
- 金券・商品券の購入
- 不動産取得費
- 車両購入費（専ら事業のために使用されると判断できるものは除く）
- 各種保険料
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 公租公課（消費税含む）
- 免許等の取得・登録費
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※このほか、補助対象事業に関係のない経費や、領収書等がない場合（経費の内訳や支払いが分からない場合）は補助金が支払われません。

4 補助金交付の流れ

(1) 申請から支払までの流れ



(2) 留意点

申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日、発送します。

※申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

※交付決定の通知は、補助金額の確定ではありません。事業完了報告書の提出後に改めて審査し、確定通知書により補助金額が確定することになりますのでご注意ください。

5 実績報告

補助事業完了後20日以内に下記の書類を提出してください。

- (1) 防府市地域産業促進事業補助金完了報告書（第3-1号様式）
- (2) 実績報告書（様式第3-1号添付書類）
- (3) 見積、領収書等の写し（経費の内訳及び支払いがわかるもの）
- (4) 写真等（事業の取組み実績がわかるもの）

※領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※提出は下記へ郵送願います。（※感染防止のため、持参はお控えください。）

〒747-0037 防府市八王子二丁目8番9号
防府商工会議所 宛て
TEL:0835-22-4352（防府商工会議所）

6 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

防府市地域産業促進事業補助金確定通知書が届きましたら、防府市地域産業促進事業補助金請求書（第5号様式）を提出してください。

※提出は下記へ郵送願います。（※感染防止のため、持参はお控えください。）

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市産業振興部商工振興課 宛て
TEL0835-25-2278（防府市産業振興部商工振興課）

7 その他

- (1) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 補助金の交付にあたり、市が別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (5) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (6) 市内事業者からの調達や工事にご協力ください。

【本事業は、防府市と防府市から委託を受けた防府商工会議所で事務を取り扱っています】

【問合せ先】

防府市商工振興課 電話 0835-25-2278

防府商工会議所 電話 0835-22-4352